

令和5年度 第3回

恵庭市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和6年2月27日(火) 16時30分開会
恵庭市民会館 視聴覚室

令和5年度 第3回 恵庭市国民健康保険運営協議会

1. 日時

令和6年2月27日（火）16時30分～17時10分

2. 会場

恵庭市民会館 視聴覚室（恵庭市新町10番地）

3. 出席者

【運営協議会委員】（7名出席）

（1）公益代表

武藤 光一（会長）、石井 美季（会長代行）、生本 富士代

（2）被保険者代表

城生 康裕、大貫 司

（3）保険医又は薬剤師代表

島田 直樹

（4）被用者保険等保険者代表

佐藤 浩之

【事務局（恵庭市）】

保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、国保管理担当主査、国保給付担当主査

4. 議事録署名委員

島田 直樹（保険医又は薬剤師代表）、大貫 司（被保険者代表）

5. 審議事項

議案第1号 令和5年度国民健康保険特別会計決算見込

議案第2号 令和6年度国民健康保険税について

議案第3号 令和6年度国民健康保険特別会計予算（案）

議案第4号 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）について

6. その他

1. 開会

○保健福祉部次長

本日は何かとお忙しい中お集まり頂き、ありがとうございます。只今より、国民健康保険運営協議会を開催致します。なお本日は、青山委員、貝嶋委員、神田委員より欠席の連絡を頂いております。

2. 部長挨拶

○国保医療課長

それでは、協議会の開催にあたり、伊東保健福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

○保健福祉部長

本年第3回目となります国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。また、日頃から市政全般並びに国民健康保険事業に対しまして、ご理解とご協力を頂いておりますことを、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

今日の議題でございますが、令和5年度の決算見込をはじめとして、次第にございます計4本の議案についてのご審議をお願いするところでございます。

本市の国保特別会計につきましては、令和3年度より黒字に転じているところですが、本年度決算についても単年度黒字が達成できる見込みとなっております。

また、令和6年度予算編成につきましては、後ほど議案の中でも説明させて頂きませんが、本年1月に北海道より確定係数による納付金額が示され、現行税率のままで事業費の納付に必要な税収が確保できる見込みであることから、税率の改正は行わずに予算案の作成を行ったところでございます。

国民健康保険の加入者の減少等、今後の動向は依然として予測しづらい状況が続いておりますが、本日はこれらの状況についてご説明申し上げ、皆様より忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

今後も被保険者の皆様に公平で公正な保険制度運営に努めていく所存でございますので、引き続きご理解ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

3. 会長挨拶

○保健福祉部次長

続きまして、武藤会長よりご挨拶を頂きたいと思っております。

○武藤会長

国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席頂きまして誠にありがとうございます。本日の議題は、令和5年度恵庭市国民健康保険特別会計決算見込等、全4件の提案でございます。

特に新年度予算案につきましては、重要な議題と捉えておりますので、委員各位の慎重な協議をお願い致しますとともに、本日の議事運営について、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○保健福祉部次長

どうもありがとうございました。それでは、これ以降の進行は、運営協議会の規定により、議長が会長を行うこととなります。よろしくお願い致します。

4. 議事録署名委員の選任

○武藤会長

それでは、早速、協議に入りますが、恵庭市国民健康保険運営協議会規則第11条の規定により、議事録署名委員2名を置くことになっております。議事録署名委員は、私からご指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

それでは指名させていただきます。島田委員、大貫委員を議事録署名委員に決定致します。よろしくお願い致します。

5. 議案等審議

議案第1号 令和5年度国民健康保険特別会計決算見込

○武藤会長

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号、令和5年度国民健康保険特別会計決算見込について、事務局より説明を願います。

○国保医療課長

それでは、議案第1号について、担当主査より説明させます。

○国保医療課管理担当主査

国保管理担当主査の田中と申します。

それでは、議案第1号、令和5年度国民健康保険特別会計決算見込みについてご説明させていただきます。なお、本資料は令和6年度予算算定に際して作成した見込み数値であることから、補助金の額など未確定である部分も多くございますので、ご承知おき願います。

それでは最初に資料左側の歳入についてから、各項目について簡単にご説明致します。

まず国保税でございますが、予算額10億6,552万3千円に対しまして、決算見込み額は約11億902万7,738円と、予算比で約4,350万円の増となっております。この要因と致しましては、予算編成時の見込みよりも収納率や被保険者数が増加したことなどによるものと考えております。

次に、道支出金のうち保険給付費等交付金（普通交付金）でございますが、当初予算額47億1,985万1千円から、保険給付費が当初見込みよりも増大したため、2億372万8千円の増補正を行っております。この同額を歳出の保険給付費にて補正を行っております。

次に道支出金、特別交付金分については、保険者努力支援分が予算比で30万円の減を見込んでいるところです。その他の特別交付金については現在申請中であることから、決算見込額は予算どおりとしております。今後の補助金申請にあたって、予算との大きなズレは生じないものと見込んでおります。

次の繰入金については、人事院勧告に伴う人件費等の増に伴い、10万3千円の増補正を行ったところでございます。決算見込みについては繰入金額の基礎となる数字の大部分が未確定であるため、予算と同額としておりますが、今後において予算との大きなズレが生じることは見込んでおりません。

次の繰越金については、当初予算額の2千円から8,687万4千円の増補正を行ったところです。これは令和4年度の決算にて生じた剰余金額の全額を令和5年度会計へ繰越しを行ったためであり、ここから必要な保険給付費等交付金償還金を差し引いた額を、国民健康保険支払準備基金へ積立を行っております。

諸収入については、延滞金や第三者行為返還金等が該当しますが、予算算定時点ではこれらの実績額が例年に比較して多かったため、実績ベースで再計算したところ、予算比で319万6千円の増と見込んだところであります。

最後の財産収入は、恵庭市国民健康保険支払準備基金に発生する預金利子にあたります。現在、本年度の利子配分金はまだ確定していないことから、決算見込み額は予算と同額としております。

続きまして、資料右側、歳出についてご説明致します。

各項目について簡単にご説明致します。

初めに総務費ですが、人事院勧告に伴う人件費の変動によって、若干の補正を行っ

ています。決算見込みについては若干の減少が見込まれておりますが、概ね予算通りの執行となる見通しでございます。

次に保険給付費については、受診者の増等によって当初予算を超える支出が見込まれることから、2億372万8千円の増補正を行っており、同額を歳入の保険給付費等交付金にて補正を行ったところです。

次に納付金については、予算編成時における仮係数での納付金額と本係数による確定納付金との差で、387万9千円の減となっております。

次に共同事業拠出金については、本資料作成段階では負担金額の通知がなかったため、決算見込みは予算同額としているものでございます。

次に健康づくり推進費については、脳ドックの受診者数、インフルエンザワクチン予防接種、肺炎球菌予防接種受診者数が、概ね予算上の見込みどおりとなることが予想されますので、現時点で予算どおりと見込んでおります。

次に特定健康診査等事業費については、人件費の増に伴う補正を行ったほか、令和5年12月末現在の受診者数は1,946名と、予算上の受診者数をやや下回ることが予想されるため、209万円程度の執行残が発生する見込みでございます。

次に諸支出金については、保険税還付金については還付実績がほぼ予算どおりと見込まれるため予算と同値としております。

保険給付費等交付金償還金は令和4年度の保険給付費交付金の実績報告の結果、返還金が生じたことから、当初予算の1千円から298万6千円の補正を行ったところです。

その他償還金については1千円の予算措置をしたものの、返還が必要な補助金等が発生しなかったことから、決算見込みはゼロ円としているところです。

最後に基金積立金については、当初予算は基金利子相当の8万5千円を措置していたところですが、歳入の繰越金のうち保険給付費等交付金償還金を除いた額である、8,388万8千円を補正し、この全額を積立としているところです。また今後、財産収入として生じた基金利子をさらに積み立てる予定であります。

以上、今後変動が生じる可能性のある部分もありますが、歳入決算見込み額68億9,180万1,233円に対しまして、歳出決算見込み額は67億6,934万4,387円となりまして、1億2,245万6,846円の黒字決算となる見込みとなっております。

この黒字につきましては、決算確定後、次年度予算に繰越しを行い、必要な償還金が確定したのち、その残額を国民健康保険支払準備基金へ積立を行う予定です。

説明は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○武藤会長

ありがとうございます。只今の説明について、質疑がございましたら発言願います。

○佐藤委員

歳出の保険給付費が、予算と決算見込みで6,600万円ほど少なくなる見込みと
いうことですが、保険給付費の見合い分として歳入の保険給付費等交付金が道の方か
ら交付されると理解しています。6,600万円少なくなるということは、最終的には
道に返還するという形になるのでしょうか。

○国保医療課給付担当主査

最終的に差額は調整することになります。

○佐藤委員

そうすると、決算見込みの1億2,200万円は実質的には減るということであ
りませんか。

○国保医療課給付担当主査

第三者行為の関係もありますが、そうなります。

○佐藤委員

ではこの6,600万円が収支の中から差し引かれるということにはならないので
しょうか。6年度で返還するというのでしょうか。

○国保医療課給付担当主査

医療費については、差額調整したうえで翌年度調整をするような形で処理して
おります。一度2月分の医療費で精算をして、その結果翌年度調整をするという形に
なっております。

○佐藤委員

実質は1億2,000万円の黒字にはならないということでしょうか。

○国保医療課給付担当主査

歳入歳出は最終的には一致する形になりますので、黒字にはなりません。

○佐藤委員

見込みでは1億2,000万円の黒字でいいということでしょうか。

○国保医療課給付担当主査

全体の収支は1億2,245万円弱の黒字ということになります。そのうち保険給付費につきましては差し引いたうえで最終的に過不足なしという状態になります。

○佐藤委員

道の交付金とイコールということになるのでしょうか。

○国保医療課給付担当主査

最終的にはイコールとなります。

○佐藤委員

では歳入が6,600万円減ることになるのでしょうか。後で詳しく教えてください。

○国保医療課給付担当主査

後ほど詳しく説明させていただきます。

○武藤会長

他に質疑はございますか。

<発言者なし>

それでは、お諮りいたします。事務局の説明のとおり、承認することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしということで、議案第1号、令和5年度国民健康保険特別会計決算見込については、承認されました。

報告第2号 令和6年度国民健康保険税について

○武藤会長

続きまして、議案第2号、令和6年度国民健康保険税について、事務局より説明を願います。

○国保医療課長

それでは議案第2号について、担当主査より説明させます。

○国保医療課管理担当主査

それでは、引き続き議案第2号の令和6年度国民健康保険税についてご説明させていただきます。

昨年12月5日に開催致しました本運営協議会において、令和5年11月15日に北海道から仮係数による納付金が示された結果、令和6年度は税率を改正しなくても、納付金を収めるために必要な収入は確保できる旨の報告を致しました。

この度、年明けの令和6年1月15日に北海道より確定係数による納付金額が示されたところでございます。

(1)の試算結果をご覧ください。

本市の令和6年度確定納付金は、16億295万4,407円となり、仮係数の納付金よりも1,805万2,593円、減少致しました。

これは、交付金の減少見込みや基金取り崩し額が減少したものの、仮算定時と比較すると保険給付費の見込みが減少したことから、市町村の負担金額も減少となったものであります。なお、令和5年度の確定納付金額と比較致しますと、約792万円の減額となったところでございます。

現行税率と、確定係数で再計算した標準税率との比較は(2)の表となっておりますのでご確認をお願い致します。

令和6年度においては、仮算定時の納付金と確定納付金との差が大きくなかったことから、前回の協議会でご説明致しましたとおり、税率は据え置くものと考えております。

次に(3)の、国の制度改正に伴う賦課限度額の引き上げについては、前回の運営協議会でご説明致しましたとおり、令和5年3月31日付で改正された国民健康保険の法定課税限度額に合わせ、後期高齢者支援分が20万円から2万円引き上げの22万円とするものであり、現在開催中の第1回定例会にて改正条例案が可決されたところでございます。

(4)の法定軽減基準額の改正(案)についてですが、現在国において国民健康保険の5割・2割の法定軽減の適用基準額について、今後地方税法施行令が改正される見込みとなっているところでございます。この基準額は、5割軽減が5千円、2割軽減が1万円、それぞれ増となる予定です。

恵庭市におきましては、この改正に合わせた条例改正を予定しているところですが、地方税法施行令の改正は令和6年3月31日が見込まれていることから、条例改正は同日付の専決処分にて行う予定です。

説明は以上となります。

○武藤会長

それでは、只今の説明について、質疑がございましたら発言願います。

<発言者なし>

それでは、お諮りいたします。事務局の説明のとおり承認することによろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは、議案第2号、令和6年度国民健康保険税については、承認されました。

議案第3号 令和6年度国民健康保険特別会計予算（案）

○武藤会長

続きまして議案第3号、令和6年度国民健康保険特別会計予算（案）について、事務局より説明を願います。

○国保医療課長

議案第3号について、担当主査より説明させます。

○国保医療課管理担当主査

それでは、引き続き令和6年度国民健康保険特別会計予算（案）について、ご説明致します。

最初に、資料左側の歳入から、各項目について簡単に説明をさせていただきます。

まず国保税については、令和6年度は税率の変更は行わないこととしましたが、被保険者数の減少が見込まれているため、前年度から841万7千円減少とし、予算額は10億5,710万6千円としております。

次に、道支出金の保険給付費等交付金については、保険給付費が増加傾向にあることから前年比で4億1,960万5千円の増とし、予算額51億3,945万6千円としているところです。

特別交付金関係については、それぞれの交付金区分においては積算の見直しを行ったことから多少の前後があるものの、特別交付金の総額としましては令和5年度とほぼ同額である9,973万4千円としております。

次に繰入金につきましては、法定繰入分である職員事務費等の減少や、任意繰入分である地方単独事業波及分の算定額が減少したことにより、令和5年度予算から892万3千円減の、6億5,023万9千円としたところでございます。

次に繰越金については、令和5年度決算から繰り越す金額となります。目的として

は歳出側の諸支出金のうち、補助金等の償還金に対応させたものになっております。すでに今の時点で返還が決定している補助金があることから、予算額は160万3千円としたところでございます。

次に基金繰入金については、現在国民健康保険支払準備基金に積み立てている基金を取り崩すものでございます。これは、本年度の納付金において、令和4年度の結核・精神に係る補助金の精算額である、1,353万6千円が令和6年度の納付金に上乗せをされており、この納付金額を本年度の国保税に求めることは不相当であるため、同額を基金から取り崩して、納付金に充てるものとしたものです。

次に諸収入につきましては、延滞金・不正不当利得等返還金・第三者行為納付金のそれぞれで令和5年度の実績ベースで算定したところ、増加傾向にあったことから、令和6年度予算では前年からの大幅増となる、1,427万6千円を見込んでおります。

最後に財産収入ですが、国民健康保険支払準備基金に係る預金利息になりますが、基金の積立残高は令和5年度が比較して増加しているため、およそ倍増となる16万9千円を計上したものでございます。

続きまして、資料右側の歳出についてご説明させていただきます。

はじめに総務費ですが、一部委託業務の終了や見直しなどによって減少となっております。全体で前年から770万8千円減の1億2,970万6千円となっております。

次に保険給付費については、それぞれの区分で過去3年間の実績をベースにして計算しておりますが、保険給付費が大幅増である傾向であることも加味した結果、前年から4億1,846万8千円増の51億4,583万2千円を計上しております。

次に納付金につきましては、先ほどご説明しましたとおり、令和6年度の確定納付金額が示されたところではありますが、予算編成には間に合わなかったことから、予算上は仮係数での納付金額を計上したものです。

次に、共同事業拠出金については、退職者医療制度に関するものでありまして、額は年々減少しておりますが、令和6年度の負担はまだ示されていないため、1千円のみを計上としたところです。

次に、健康づくり推進費につきましては、インフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種人数の増加を見越しまして、前年から23万1千円の増である1,716万2千円としているところです。

次に特定健康診査等事業費につきましては、特定健診受診者数の増を見込んだことから、前年から257万4千円の増である5,530万9千円としております。

次に諸支出金ですが、保険税還付金等については昨年度とほぼ同額にあたる532万円を計上しております。

また、保険給付費等交付金償還金、その他償還金については、償還金額が未確定であるため令和5年度は1千円のみを計上としておりました。令和6年度は、保険給付

費等交付金償還金にすでに償還が決定しているものがあることから、160万2千円としております。

その他の償還金については、金額が確定次第、補正予算にて対応させて頂く予定です。

基金積立金については、歳入側の財産収入を国民健康保険支払準備基金へ積立を行うためのものでありますので、財産収入と同額を措置したものであります。

予備費については、不測の事態に備えて計上しているものでありますので、例年1万円を計上しているものです。

以上、歳入歳出それぞれで予算総額は前年比4億2,132万円増の69億7,611万9千円となっております。

説明は以上とさせていただきますが、ここまでの説明の概要を次ページに参考資料として載せてございますので、後ほどご一読頂ければと思います。以上となります。

○武藤会長

只今の説明について、質疑がございましたら発言をお願いします。

○佐藤委員

先ほどとも絡むのですが、歳出の基金積立金が16万9千円ということで、去年の決算の見込みを見ますと、約8,300万円基金に積み立てておきまして、その分は歳入の繰越金として、その見合い分を基金に積み立てているのだと思いますが、今年度の約1億2,200万というのは基金の積立にはならないのでしょうか。16万9千円しか基金に積立しないことになっていると思いますが。

○国保医療課管理担当主査

予算上では16万9千円の利子のみとなっておりますが、決算の確定が今回の決算見込みと同額であった場合、約1億2,200万は繰越金として翌年度に繰越し、その後保険給付費等の返還金等、精算に関わるものを差し引いたものが最終的に基金に積み立てられることとなりますので、額は未確定ですが6年度の決算になれば、この数字よりもかなり大きい額が積立になるであろうと考えております。

○佐藤委員

仮の数字ということでしょうか。

○国保医療課管理担当主査

令和5年度の決算は確定しておらず、今後償還する金額も確定しておりませんので、仮の数字ということになります。

○武藤会長

他に質疑ございませんか。

<発言者なし>

それでは、お諮りいたします。事務局の説明のとおり承認することによろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは異議なしということで、議案第3号、令和6年度国民健康保険特別会計予算（案）については、承認されました。

議案第4号 第3期国民健康保険データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）について

○武藤会長

続きまして、議案第4号第3期国民健康保険データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）について、事務局より説明を願います。

○国保医療課長

議案第4号について、担当主査より説明させます。

○国保医療課給付担当主査

第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画案について、第3期データヘルス計画の策定につきましては、第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画については平成30年度から本年度で計画期間が終了となることから、現在、次期データヘルス計画等を策定しているところでございます。前回の運営協議会において、骨子をお示ししまして、委員の皆さまからのご意見を頂き、パブリックコメントを実施致しました。本日は、パブリックコメントの結果を踏まえて、委員の皆さまにご審議頂き、本計画を確定したく協議を行うことと致したいと思います。

パブリックコメントの実施結果につきましては、令和6年1月9日から2月7日までパブリックコメントを実施し、意見の募集につきましてはの結果は、表のとおり持参、郵送、ファックス、電子メール、その他について、全て0件という結果になっております。

計画の案については、別添資料1及び、概要版については別添資料2となっております。

ます。策定経過及びスケジュールについては、記載のとおりとなっております。今後のスケジュールについては、3月7日の令和6年第1回定例会の厚生消防常任委員会に報告を致しまして、その後3月下旬を目途に所定の事務を踏まえ、公表したいと考えております。簡単ではございますが、説明はこれで終わらせて頂きます。

○武藤会長

只今の説明について、質疑がございましたら発言を願います。

○佐藤委員

中身の細かい部分で申し訳ございませんが、27ページの2番、多剤服薬の状況ということで記載がありまして、これはポリファーマシーのことだと思いますが、該当者が28人で、多剤処方該当者が15剤以上に該当する者と書いてありますが、厚労省で出している高齢者の医療費適正使用の指針というものがありますが、その中では薬物有害事象として薬剤数5種類以上が発生増に関連しているというデータがあり、6種類以上が全部駄目ということではありませんが、6種類以上からそういう状況になっているということです。私たちも医療健康保険組合ということで、医者にも役員になって頂いて、会議の場でもポリファーマシーというのは非常に重要な対策であるということでご意見を頂いております。その中でも6剤以上、特に高齢者の方については絞ることをしないとまずいであろうということで、うちの組合では6剤以下としています。うちの組合員は高齢者が多くないので、それほど効果はないのですが、この中で15剤以上というのは、何か根拠があってやっているのでしょうか。少し厚労省の指針とは違って倍以上という数字になっていますので、厚労省の指針どおり6剤以上であれば1,312人という人数になるのではないかと思います。この対策というのは非常に重要なものになると思いますので、根拠がもしわかれば教えて頂きたいのと、対策を行った方がよろしいのではないかと思います。

○国保医療課給付担当主査

佐藤委員のご質問の根拠と対策につきましては、手持ちの資料がなく、専門的に扱っている者が別におりますので、その者と相談したうえで別途回答させて頂きたいと思っております。

○佐藤委員

今回、パブコメが0件ということで、パブリックコメントというのはその意見をもらったうえで政策に活かそうというものだと思いますが、0件というのは周知方法を含めて工夫が必要なのではないかと思います。私も恵庭市のホームページは見ましたが、パブリックコメントのコーナーがありますし、広報誌にも載っていますが、それ

で0件というのであれば、他にも、例えば国保加入者の方に対して今の状況も含めて、皆さんもデータヘルス計画というのはご理解を頂くのがなかなか難しいものなので、決まった後に周知はしていくとは思いますが、この厚いものをただ進めるのではなく、もう少しわかりやすいものを作ったうえで国保加入者に行き渡るような形のものを考えられた方がよろしいのではないかと思います。

○国保医療課給付担当主査

わかりました。

○佐藤委員

がん対策というのは、このデータヘルス計画の中には盛り込まれないのでしょうか。

○国保給付担当主査

策定していく過程で、保健師とも話をしたのですが、がん検診自体は国保の方ではやっていません。がん検診を取り入れるとなると、糖尿病や脂質異常、高血圧その他も、現在ぎりぎりの状態でやっている中でがん対策までとなると、そこまでなかなか手が回らないということで、今回は生活習慣病の重症化予防に特化した形でデータヘルス計画を作成させて頂きました。

○佐藤委員

医療費も新生物が一番高いということなので、医療費の適正化をするには検診をして早期発見というのが、一番効果が高いであろうとされているので、医療費が高いところを何とか適正化を図ることによって、国保の保険料にも跳ね返ってくるということもあると思いますので、計画はまた6年後でないと立てられないとは思いますが、毎年見直しというのを、PDCAサイクルという考え方で、ぜひご検討頂きたいと思います。

○武藤会長

ありがとうございます。他に質疑ございませんか。

<発言者なし>

それでは、お諮りいたします。事務局の説明のとおり承認することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしとのことでしたので、議案第4号、第3期国民健康保険データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）については、承認されました。

6. その他

○武藤会長

それでは日程の最後の、その他について、委員の皆様から何かございますか。事務局からは何かございますか。

<発言者なし>

他になければ、以上をもちまして本日の審議を終了させて頂きたいと思います。委員各位の慎重なご協議と議事運営に対するご協力に対し、感謝申し上げます。ありがとうございました。